

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 8 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	総務部人事課
案件名称	三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の基本方針について
部門経営で 会議した日 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基 本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>令和 7 年 8 月 7 日付け人事院勧告に基づき、国家公務員の給 与について、民間との自動車等使用者に対する通勤手当支給額 の較差を埋めるため、交通機関等を利用して運賃等を負担し、 かつ、自動車等を使用する職員の通勤手当支給上限額の引上げ 及び 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対 する通勤手当を新設することとなった。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>人事院勧告を受けた国家公務員の給与に関する措置に準ずる ことで、本市職員等についても、国家公務員と同様の措置を講 ずるため、条例を改正する必要がある。</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市職員の給与に関する条例の一 部を改正することとしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 8 年第 1 回三浦市議会定例会に議案とし て提出することとしたい。</p>	
<p>第 5 次三浦市総合計画及び予算との関係</p> <p>目標 機動力と創造力を兼ね備えた市役所を目指します。</p> <p>施策 3 創造力ある市役所づくり</p>	
備考 説明員 上郷人事課長 石原人事課人事 G L	